

岩手県農業共済組合所有不動産 売払入札（一般競争入札） の案内

～岩手県農業共済組合では、当組合が所有する紫波郡矢巾町大字南矢幅第11地割内の不動産（土地）を、一般競争入札により売却いたします～

- 入札の概要（あらまし）
- 岩手県農業共済組合所有不動産売払入札要領
- 別紙1 「売払物件、入札参加申込期限、入札の日時・場所 等」
- 別紙2 「岩手県農業共済組合所有不動産売買契約書」
- 別紙3 「一般競争入札参加申込書」
- 別紙4 「誓約書」
- 別紙5 「委任状」
- 別紙6 「入札書」
- 別紙7 「登記請求書」
- 別紙8 「登記識別情報通知書受領書」
- 別紙9 「地図 等」

岩手県農業共済組合



入札の概要（あらし）

1 売払物件

別紙1をご覧ください。

2 現地説明会

実施しません。

なお、入札参加希望者が売払物件を現地確認するため、売払物件内に立ち入ることは自由としますが、その際は売払物件内及びその周辺にゴミ等を捨てないこと、売払物件の周辺道路に長時間にわたって自動車を駐車しないこと、大きな音を出さないこと等、売払物件の周辺に住む住民に配慮されるようお願いいたします。

売払物件は金網のフェンスで囲まれおり、売払物件内に一部舗装が残っておりますが、建物は建っておりません。出入口にはチェーンを渡しておりますので、売払物件内に立ち入る際にはチェーンをくぐって中にお入り願います。なお、現地確認の際にはフェンスやチェーンを壊さないでください。

3 入札参加申込

(1) 必要書類

- ①一般競争入札参加申込書（別紙3）
- ②住民票の写し（法人の場合は法人登記簿謄本）
- ③印鑑登録証明書
- ④誓約書（別紙4）

※ 住民票の写し及び印鑑登録証明書は、発行後3ヵ月以内のものを提出してください。

※ 共同で入札をする（共同名義での所有を希望する）場合は、全員の住民票の写し等が必要です。

(2) 参加申込期限

別紙1記載の日時までに、必要書類を添付した一般競争入札参加申込書を岩手県農業共済組合（担当：本所 総務部 総務課）まで提出してください。

なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし、別紙1記載の日まで必着とします。

4 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 別紙1記載の日時
- (2) 入札の場所 別紙1記載の場所
- (3) そ の 他 郵便による入札は認めません。

5. そ の 他

- (1) 入札参加にあたっては、現地を十分確認・調査を行ったうえでご参加願います。
- (2) 入札参加申込書、入札書及び関係書類に押印する印鑑は、市町村（法人にあつては登記所（法務局））に登録されている印鑑（以下「印鑑登録印」という。）を使用してください。

6. 連絡先又はお問い合わせ先

〒020-0857

岩手県盛岡市北飯岡一丁目10番50号

岩手県農業共済組合 本所 総務部 総務課

TEL019-601-7491（代）、Fax019-601-7690

岩手県農業共済組合所有不動産売払入札要領

(入札物件)

第1 売払い入札する岩手県農業共済組合所有の不動産（以下「本物件」という。）は、下表のとおりです。なお、本物件は3つの所在地番からなりますが、土地を分割しての切り売りは行いません。

区分	所在地番	登記地目	地積
土地	紫波郡矢巾町大字南矢幅第11地割10番3	宅地	1,060.09 m ²
	紫波郡矢巾町大字南矢幅第11地割10番8	雑種地	2,058.00 m ²
	紫波郡矢巾町大字南矢幅第11地割21番4	用悪水路	14.00 m ²
	合 計		3,132.09 m ²
	土地に附属する工作物として、金網式フェンスと土地内の一部に舗装あり。		

(留意事項)

第2 入札参加希望者は、実地を調査し本物件の面積等を確認して、本入札要領及び不動産売買契約書（別紙2）の各条項を承知の上、所定の入札書（別紙6）により入札してください。

(申込期日)

第3 本物件の入札に参加を希望する者は、別紙1記載の日時までに、必要書類を添付した一般競争入札参加申込書（別紙3）を岩手県農業共済組合に提出しなければ入札することができません。

なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし別紙1記載の日まで必着とします。

また、提出された一切の書類はいかなる理由があっても返還しません。

(入札日)

第4 入札は、別紙1記載の日時及び場所において行います。

2 郵便による入札は認めません。

(法令上の制限等)

第5 入札者は、入札に参加するにあたり本物件の法令上の規制等を熟知の上、参加してください。

(遵守事項)

第6 入札者は、本入札要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければなりません。

(入札に参加することができない者)

第7 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- 1 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有していない者並びに破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者
 - (1) 岩手県及び岩手県農業共済組合との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 岩手県及び岩手県農業共済組合の競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 岩手県及び岩手県農業共済組合の競争入札において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 岩手県及び岩手県農業共済組合の競争入札において、正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - (5) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 役員等が、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有している者

(委任)

第8 入札申込者が代理人をもって入札をしようとするときは、委任状（別紙5）を提出してください。

(入札書の書き方等)

- 第9 入札書には入札者の住所・氏名を記入のうえ、押印してください。また、金額はアラビア数字（1、2、3、0）の字体を使用し、価格の総額を記入してください。なお、鉛筆やシャープペンシル等、容易に訂正できる筆記用具で記入しないでください。
- 2 入札書は必ず封筒に入れ密封し、その封筒に氏名（法人の場合は名称又

は商号)を記載して、岩手県農業共済組合の指示に従って会場に設置された入札箱に入れてください。

(入札書の書き換え禁止等)

第10 入札者は提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができません。

(開 札)

第11 開札は、入札後直ちに入札者の立会いのもとで行います。

(入札の無効事由)

第12 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札、又はその権限を証する書面を提出せず、岩手県農業共済組合の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 最低売却価格に達しない金額での入札
- (3) 指定の日時までにしなかった入札
- (4) 入札者の記名押印がない入札
- (5) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (7) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
- (8) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (9) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の変更)

第13 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、岩手県農業共済組合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがあります。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(落札者の決定方法)

第14 落札者の決定は、次の方法により行います。

- (1) 最低売却価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした方が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、入札者はこのくじ引きを辞退することができません。

(危険負担等)

- 第 15** 落札者は、入札関係書に記載した面積その他について実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。

(契約の締結)

- 第 16** 売買契約は、落札決定の日から 30 日以内に、不動産売買契約書により締結します。
- 2 契約の締結にあたっては、不動産売買契約書の貼付に必要な額の印紙及び第 7 第 1 項に該当しない旨の市町村（本籍地）等が発行する身分証明書を提出しなければなりません。

(売買代金の納付)

- 第 17** 落札者は、本物件に係る契約締結後、岩手県農業共済組合の発行する納入通知書により岩手県農業共済組合の指定する期日（契約締結後、概ね 1 ヶ月）までに所定の金額を納付しなければなりません。なお、当該金額の納付は一括払いとします。

(用途制限)

- 第 18** 落札者は、売買契約締結の日から 5 年を経過するまでの間、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業又は岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団の事務所の用に供することができません。

(所有権の移転時期)

- 第 19** 本物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとします。

(登記手続きの請求)

- 第 20 落札者は、売買代金完納後において、不動産売買契約書（別紙 2）第 5 に基づき、岩手県農業共済組合に対して、所有権移転登記嘱託書に貼付する必要がある印紙及び所有権移転登記に係る登記請求書（別紙 7）を提出し、登記手続きを請求してください。

(落札者の譲渡制限)

- 第 21 落札者は、本物件につき、所有権登記前に、権利義務を第三者に譲渡することができません。

(登記識別譲渡通知書の受領)

- 第 22 岩手県農業共済組合から所有権移転に係る登記識別情報通知書の交付があった場合には、落札者は、岩手県農業共済組合に速やかに登記識別情報通知書受領書（別紙 8）を提出してください。

(公租公課等)

- 第 23 本物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担となります。

(提出書類に使用する印鑑)

- 第 24 落札者が提出する書類には、一般競争入札参加申込書に使用した印鑑（印鑑登録印）を使用してください。